

広島市告示(東区)第64号
令和8年8月20日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を
次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。
この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 指 定 番 号 第 2 号

2 指 定 の 年 月 日 令和8年8月20日

3 指 定 道 路 の 位 置 広島市東区上温品三丁目の1865番2の一部、1865番3の一部、
1866番6の一部、1866番8の一部、1866番11及び1866番12の一部

4 指定道路の延長及び幅員

延 長 19.03 メートル

幅 員 4.60 メートル